

政府開発援助の効果の発現について(外務大臣宛て)

支援助の効果が十分に発現していないと認められる事業に係る贈与額 (背景金額) 1830万円

1 政府開発援助の概要

開発協力大綱によれば、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動を推進することとされている。令和3年度に外務省及び独立行政法人国際協力機構が実施した無償資金協力の実績は1597億6175万円となっている。

2 本院の検査及び調査の結果

無償資金協力39事業(贈与額計234億8475万円、うち草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下^(注)「草の根無償」)24事業に係る贈与額計2億4571万円)を対象として、外務本省、機構本部並びに7か国に所在する在外公館、機構の在外事務所等を検査及び調査した。その結果、無償資金協力のうち草の根無償2事業については援助の効果が発現していなかった。

(注) 7か国 パラオ共和国、パナマ共和国、フィリピン共和国、南アフリカ共和国、トルコ共和国、ウガンダ共和国、ザンビア共和国

(1) トカット県ブユックコズルジャ小学校改修計画(贈与額989万円)

この事業は、トルコ共和国トカット県ジレ市ブユックコズルジャ村にある老朽化が著しいブユックコズルジャ小学校の校舎等を改修し、トイレ、暖房設備を新設することで、児童の教育環境を向上させるものである。検査したところ、同小学校改修後の児童数が少なくなったことを理由に、同小学校が閉鎖されており、事業の効果が発現していない状況となっていた。

しかし、在トルコ日本国大使館は、完了検査において、同小学校を利用している児童数が事業計画の想定より少ない状況であったこと、また、事業開始前の児童数よりも少なくなっていたことを認識していたにもかかわらず、事業実施機関に対して、事業完了後も引き続き児童数を報告させるなどの働きかけを行っておらず、事業完了後の利用状況等の確認を行っていなかった。

(2) 南コタバト州トゥピ町カブロン村給水システム整備計画(贈与額841万円)

この事業は、フィリピン共和国南コタバト州トゥピ町カブロン村において、既存の給水システムの水源が飲み水に適した安全なものではなく、かつ、給水所が遠く離れており水汲みの労働が負担となっていることから、新しい水源から各集落までの水道管、給水スタンド25基等で構成される給水システムを整備するものである。検査したところ、給水システムは2年10月に供用が開始されていたが、3年3月に事業実施機関から提出された監査報告書によれば、給水スタンド全25基中19基からは水が出ていないなどとされており、在フィリピン日本国大使館(以下「大使館」)は、同年5月に事業実施機関から水量が回復したことなどの報告を受けたとしていた。

しかし、同年10月に事業実施機関から提出された報告書によると、複数の集落においてはまだ水量が回復していないとされていたのに、大使館は事業実施機関から現場写真等を入手するなどして、各集落のそれぞれの給水スタンドから実際に水が出ているかなどの確認を十分に行っていなかった。大使館が4年7月に現地を調査したところ、事業実施機関が2集落において、全13基の給水スタンドを飲み水に適した安全なものではないとされていた水源から取水している既存の給水システムに接続するなどして、水量を回復するよう試みていたが、大使館は、事業実施機関から報告を受けておらず、このような状況を把握していなかった。その結果、飲み水に適した安全な水質で水量が確保されている給水スタンドは25基のうち3基となっており、浄化された安全な水源に容易にアクセスできるようになるという当初想定されていた事業の効果が発現していない状況となっていた。

なお、事業実施機関は、水量を回復できていない原因について、複合的な原因によるものとし

て調査中としており、いまだ特定できていない。

3 本院が表示する意見

同省において、援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

ア トカット県ブユックコズルジャ小学校改修計画については、児童減少により閉校となった小学校の今後の活用方法について引き続き検討するなどして、有効活用されるよう事業実施機関に適切な働きかけを行うとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償で人口減少が著しい地域に所在する小学校の改修工事等を行う事業を実施するに当たり、完了検査等により事業計画における児童数を下回っていたり、事業開始前よりも児童数が減少していたりなどしていることを認識した場合、事業完了後も引き続き利用状況等を確認すること

イ 南コタバト州トッピ町カブロン村給水システム整備計画については、事業実施機関に対して、引き続き原因を究明させるなどして、整備された給水システムが有効に活用されるよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償で給水スタンドを複数設置する事業を実施するに当たり、多くの給水スタンドから水が出ていないなどの報告を受けるなどしてその状況を認識した場合、事業実施機関に報告させるなどして個々の給水状況を確認し、事業実施機関に対して、整備された給水施設が十分に活用されるように原因究明を行わせるなどの働きかけを行うとともに、事業実施機関が行う対策について、適切に報告させるなどしてその内容を把握すること